

## 資料

# 注解・国連国際債権譲渡条約（1）

——UNCITRAL 総会報告書をもとに——

池田真朗

北澤安紀

国際債権流動化法研究会

まえがき

### 1. はじめに

2001年12月12日、第56会期国連総会は、「国際取引における債権譲渡に関する条約」（以下「国連国際債権譲渡条約」と略す。英文正式名称は、United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Tradeである）を無投票で採択し、同条約は署名のために開放された。本条約については、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会、本部ウィーン）が、国際的な債権譲渡による資金調達円滑化・低利化を図るために、1995年11月からその国際契約実務作業部会で草案作成作業を続けてきたところである（同部会の日本政府代表は筆者（池田真朗）が務めた）。5年半にわたったこの作業は、2001年6月のUNCITRAL総会<sup>(1)</sup>で、草案が完成・採択となり、同年9月から開催された国連総会に提出されたものである。

### 2. 本条約の目的と成立までの経緯

本条約の目的は、その前文に現れているが、要するに、国際規模で債権譲渡による資金調達を行う場合、各国の対抗要件制度（優先関係決定基準）をはじめとする

法制度の相違やそれらの法選択の不透明性が、結局債権譲渡の円滑化ひいては資金調達コストの逡減の障害となっているという認識に立ち、それらを除去して、より円滑・低利に債権譲渡取引が行われることを狙ったものである。本条約草案は、債権流動化の観点からすると、いわゆる証券化の問題を扱うのではなく、その前段階のSPV等への譲渡の部分や、一般の債権の買い取り（ファクタリングを含む）、債権譲渡担保（売掛債権担保融資等）などの問題を対象とするものである。ちなみに、この条約で「国際取引における債権譲渡」と呼ぶものには、国際債権（債権者と債務者が別の国に所在する）の国際譲渡（譲渡人と譲受人が別の国に所在する）だけでなく、国内債権の国際譲渡も、国際債権の国内譲渡も含む。また、ここでの「債権譲渡」には真正売買も譲渡担保も含まれ、両者に取扱上の差異は考えられていない。

本条約の草案は、UNCITRALの国際契約実務作業部会で1995年11月から8会期をかけていったん作業部会の最終案（旧最終案）をまとめてUNCITRAL総会（2000年6月のニューヨークでの第33回総会）に諮られた。しかしそこで審議未了（当時の草案で第17条まで）、作業部会差し戻しとなって2000年12月に通算9回目となる作業部会で後半部分の再修正を行い、この作業部会新最終案が2001年6月の第34回UNCITRAL総会（ウィーン）に諮られて、さらにいくつかの修正を加えられて条約草案として完成・採択に至ったものである。

これが前述のように2001年9月から開催された第56会期国連総会に提出され、同総会は実質審議なしにこれを無投票で採択し（したがって確定内容は提出草案通りである）、ここに国際債権譲渡条約として署名のために開放されたという次第である。なお、この条約については、すでにいくつかの機関が加盟国に対して署名・批准を呼びかけている。<sup>(2)</sup>

### 3. 本稿に至るまでの前提作業

筆者（池田）と北澤安紀助教授は、1997年4月より慶應義塾大学大学院法学研究科において共同担当で開講したプロジェクト科目「国際債権流動化法」において、本条約の各段階の草案を検討してきた。両者の発表業績については注記するが、同プロジェクト科目の成果としては、まず、①前述の2000年12月作業部会でまとめられた作業部会新最終案の邦語試訳である、池田真朗・北澤安紀・国際債権流動化法研究会「UNCITRAL国際債権譲渡条約草案作業部会最終案試訳」法学研究（慶應

義塾大学) 74 卷 3 号 (2001 年) 232 頁以下がある (原文英文と併記)。さらに、② 2001 年 6 月の UNCITRAL 総会において確定した本条約最終草案 (前述のように結果的にこれがそのまま条約正文となった) についての、慶應義塾大学大学院国際債権流動化法研究会誌・小堀悟監訳『『国際取引における債権譲渡に関する条約』草案 (対訳)』 NBL722 号 (2001 年) 37 頁以下がある。

#### 4. 本稿の目的と手法

本稿は、これらの成果を踏まえ、成立した条約の注釈書作成をめざす作業である。ただ、現状では、国連側からの本条約の注釈資料は出されておらず、筆者が UNCITRAL 事務局に確認したところでは、事務局の人的・時間的制約もあり、ごく近い将来にそのようなコンメンタールの作成作業がなされる可能性は低いということである。そこで本稿では、とりあえず、各条約正文について翻訳を掲げ、それぞれの条文に対する UNCITRAL 総会の報告書の関係部分の翻訳を付すことによって注解を図るという方法を採用した。後日もし国連側から正式の注釈書が出されることになれば、それを元に改訂して完全なものにしたいと考えている。

その趣旨のもと、本稿で使用した報告書は、2000 年 6 月のニューヨークでの UNCITRAL 第 33 回総会の報告書である、Report of the United Nations Commission on International Trade Law on the work of its thirty-third session, General Assembly Official Records Fifty-fifth Session Supplement No. 17 (記号 A/55/17) と、2001 年 6 月のウィーンでの UNCITRAL 第 34 回総会の報告書である、Report of the United Nations Commission on International Trade Law on the work of its thirty-fourth session, General Assembly Official Records Fifty-sixth Session Supplement No. 17 (記号 A/56/17) である。前掲の審議未了一再検討の経緯から、この両者を合わせることによって、現時点での注解作業が不完全ながらも最善の形で進められるという判断に基づく。

ただし、この二つの報告書の段階では、条文番号が、条約正文とは、ずれている。したがって、囲みの中に条約正文を掲げ、その下に各報告書の段階の条文番号、および正文と内容が異なっている場合はその段階の規定の翻訳を掲げ、その後各報告書の当該条文に対する記述の訳を掲げる、という手法を採用した。なお、報告書 A/55/17 に対応する、つまり 2000 年 6 月ニューヨークでの第 33 回総会で審議された草案条文が A/CN. 9/466, ANNEX. 1 であり、報告書 A/56/17 に対応する、つまり 2001 年

6月ウィーンでの第34回総会で審議された草案条文がA/CN.9/486, ANNEX.1である。

その際、各報告書の訳文の中の条文番号等は手を入れず、また、各パラグラフの番号も報告書のままとした。これによって、本資料を利用する研究者は、国連のオリジナルの報告書の該当部分にそのまま当たることができる、という資料価値の確保を考慮したためである。ちなみに、翻訳にあたっては、オリジナルの報告書の英語版と仏語版を用いたが、両者には邦訳にあたって微妙な差異を生じるところがないわけではない。本作業ではそのような場合には基本的に英語版によることを原則としたが、英語版で意味の取りにくいところを仏語版で確認して翻訳を確定した箇所もある。

さらに、草案審議過程では存在しながら、最終条約までに消滅した規定もごく一部にある。それらについては、関連条文の注解に、当該規定の報告書記述を追補し、かつ末尾の新旧条文対応表で対応の確認がつくようにした。

なお、前掲のNBL722号に発表した「『国際取引における債権譲渡に関する条約』草案（対訳）」では、当時外務省条約局法規課と法務省民事局参事官室を兼務してUNCITRALを担当していた小堀悟氏の監訳を受けたが、本稿では、ごく一部ではあるが、我々の研究会で採用した訳文のほうを採用しているところもあることを付記する。

本稿作成にたずさわった、池田真朗、北澤安紀以外の慶應義塾大学大学院国際債権流動化法研究会のメンバーは、鈴木清貴（麗澤大学講師）、黒田尚樹（慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程）、石坂真吾（同前期博士課程）、原恵美（同）の4名である。

〔池田真朗記〕

- 1) 同作業に関する中間報告にあたる論考として、①池田真朗「国際債権譲渡の第三者對抗要件とUNCITRALにおける動き－1997年10月会期までの中間報告として－」資産流動化研究Ⅳ（日本資産流動化研究所・1998年）1頁以下（同・債権譲渡法理の展開〔弘文堂・2001年〕192頁以下所収）、②池田真朗「カナダにおける債権譲渡登録制度－UNCITRALでの紹介を中心に－」NBL639号（1998年）17頁以下（同・前掲債権譲渡法理の展開204頁以下所収）、③池田真朗「UNCITRAL国際債権譲渡条約草案起草作業－2000年12月会期での「作業部会最終案」作成まで－」資産流動化研究Ⅶ（日本資産流動化研究所・2001年）1頁以下（同・前掲債権譲渡法理の展開222頁以下所収）がある。

- 2) 同条約草案が国連総会に提出された後の2001年10月には、メキシコのモンテレーで開かれた ABA (全米法律家協会) の国際法分野評議会が、2002年 2 月に開催される ABA House of Delegates において、アメリカ合衆国に対して署名と批准を勧告することを決定し、また同年11月には、Europafactoring (ヨーロッパファクタリング協会) が、ドイツ法務省に対して、ドイツが本条約を採択するよう強く勧告した (いずれも、UNCITRAL の本条約草案作成作業部会事務局責任者 BAZINAS 氏から筆者ら各国の作業部会参加委員に送付された電子メールによる情報である。ただし、本稿執筆時点 (2002年 5 月) では、本条約についてその後の各国の署名に関する情報は、未だ筆者らには届いていない)。
- 3) 注1)に掲げたもの他、北澤安紀「債権譲渡の準拠法」国際法外交雑誌99巻 4号 1頁以下 (2000年)、池田真朗「UNCITRAL 国際債権譲渡条約について」金融法研究資料編(17)150頁以下 (2001年 9 月 [2001年10月 9 日金融法学会報告資料])、金融法研究18号 63頁以下 (2002年 5 月 [金融法学会報告記録])、池田真朗「UNCITRAL 国際債権譲渡条約草案－草案の紹介と完成までの経緯－」NBL722号 (2001年10月 1 日号) 27頁以下、池田真朗「債権連鎖譲渡論－UNCITRAL 国際債権譲渡条約草案と民法・債権譲渡特例法－」法曹時報54巻 1号 (2002年 1 月号) 1頁以下、池田真朗「国連国際債権譲渡条約の論点分析と今後の展望 (上・下)」金融法務事情1640号 (2002年 4 月15日号) 22頁以下、1641号 (2002年 4 月25日号) 13頁以下。

〔追記〕 本稿は、慶應義塾大学大学院法学研究科における、大学院高度化推進研究費の助成を受けた研究成果である。

[タイトル及び前文]

国際取引における債権譲渡に関する条約

前文

締約国は、

平等及び相互の利益に基礎を置く国際取引が国家間の友好的な関係を促進する重要な要素であるとの確信を再認識し、

債権譲渡に適用されうる法制度の内容及び選択に関する不明確性によってもたらされる問題が国際取引の障害になっていることを考慮し、

既存の譲渡の実務を保護し、新しい実務の発展を円滑にしなから、明確性及び透明性を創出し債権譲渡に関する法律の現代化を促進する債権譲渡に関する原則を確立し、かつその規則を採択することを希望し、

債権譲渡における債務者の利益の適切な保護を確保することも希望し、

債権譲渡を規律する統一規則の採択が、より好適な利率による資本及び与信の獲得を促進し、国際取引の発展を円滑にするとの見解に立ち、

以下のとおり合意した。

※ 草案タイトル及び前文（A/CN. 9/466, Annex. 1）

[ファイナンスのための債権譲渡] [[国際取引における] 債権譲渡] に関する条約草案

前文

締約国は、

平等及び相互の利益に基礎を置く国際取引が国家間の友好的な関係を促進する重要な要素であるとの確信を再認識し、

国際取引における権利の譲渡 [債権譲渡] に適用されうる法制度の内容及び選択に関する不明確性によってもたらされる問題 [がファイナンス取引の障害になっていること] を考慮し、

既存の [ファイナンス] [債権譲渡] の実務を保護し、新しい実務の発展を円滑にしなから、明確性及び透明性を創出し [債権譲渡] [債権ファイナンス] [(ファクタリング、forfaiting、証券化、プロジェクトファイナンス、借換えに用いられる権利の譲渡を含む)] に関する法律の現代化を促進する [債権譲渡に関する] 原則を確立し、かつその規則を採択することを希望し、

債権譲渡における債務者の利益の適切な保護を確保することも希望し、  
[ファイナンスのための] 債権譲渡を規律する統一規則の採択が、国際取引  
の発展を円滑にし、より好適な利率による [資本及び] 与信の獲得を促進に  
するとの見解に立ち、

以下のとおり合意した。

※ 草案タイトル及び前文 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文と同じ  
[A/55/17]

12. 委員会は、条約草案の適用範囲を検討する機会まで、タイトル及び前文につい  
ての議論を延期することを決定した (paras. 181-183 参照)。

181. 起草部会の報告についての議論の中で、委員会は、条約のタイトルを「国際  
取引における債権譲渡に関する条約」とすることを決定した。大方の理解は、「債権  
による資金調達」への言及はすべて、純然たる資金調達取引の範囲を越えた条約の  
範囲とは調和しないというものであった。議論の中では、「国際取引における」とい  
う言葉は、削除されるべきであるという提案もなされた。というのも、その言葉は  
必要がないばかりか、取引債権の譲渡のみが扱われることが連想されるという、誤  
解をまねくというのである。「国際取引」という用語は、最広義に用いられていて、  
ともかくも、金融取引、消費者取引を含むことが意図されているということを条約  
の注釈が説明するので、「国際取引における」という言葉は維持されうるとい  
うことで一致をみた。

182. 条約のタイトルにおける「債権による資金調達」への言及を削除するという  
決定を受けて、委員会は、前文における資金調達目的への言及の全てを削除するこ  
とを決定した。前文の第 2 節に関して、国際取引の障害となる不明確性への言及が  
なされるべきであると決定された。前文の第 3 節について、実務の直接的な列挙を  
維持することに賛成の意が表明されたけれども、その列挙は削除されるべきである  
と決定された。なぜならば、それでは不完全であろうし、すぐに時代遅れとなりう  
るからである。条約によって扱われる主要な実務は、条約の注釈の冒頭で強調され  
るべきであるということでも一致した。前文の第 4 節については、国内法の保護へ  
の言及、とりわけ、不動産上の優先権と諸権利に関する言及が含まれるべきだとす  
る提案がなされた。債務者の権利の保護への言及はその関連では十分であり、注釈  
は、一定の種類債務者の権利と保護されることが意図された法の種類をさらに説  
明するということで一致をみた。このようなアプローチは、UNCITRAL 国際倒

産モデル法の前文でとられたアプローチと調和するということが指摘された。前文の第5節について、条約が、（資本が獲得される）完全な譲渡も、（与信が獲得される）担保手段としての譲渡も扱うことを意図しているということを明確にするために、「資本及び与信」への言及は維持されるべきであるということによって一致した。また、言及は、まず資本と与信の獲得についてなされ、次に国際取引についてなされることが合意された。

[A/56/17]

118. 委員会は、英語版における条約草案の表題中の「譲渡（assignment）」という語の前に、定冠詞「the」を付け加えることで合意する。この修正を条件に、委員会は、条約草案の表題と前文を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

## 第 1 章 適用範囲

### [第 1 条 適用範囲]

1. この条約は次の譲渡に適用される。
  - (a) この章で定める国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡であって、譲渡契約の締結時に譲渡人が締約国に所在するもの
  - (b) いずれかの先行譲渡がこの条約によって規律される場合の後続譲渡
2. この条約は、先行譲渡にこの条約が適用されない場合でも、同一の債権の前項(a)の規準を満たす後続譲渡に適用される。
3. この条約は、原因契約の締結時に、債務者が締約国に所在しない場合又は原因契約を規律する法律が締約国法でない場合には、債務者の権利義務に影響を及ぼさない。
4. 第 5 章の規定は、前三項とは独立して、この章に定められる国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡に適用される。ただし、第 39 条に基づき締約国が宣言を行っている場合は、この限りでない。
5. この条約の附属書の規定の適用については、第 42 条に定める。

### ※ 草案第 1 条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

1. この条約は次の譲渡に適用される。
  - (a) この章で定める国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡であって、譲渡契約の締結時に譲渡人が締約国に所在するもの
  - (b) いずれかの先行譲渡がこの条約によって規律される場合の後続譲渡
  - (c) 先行譲渡にこの条約が適用されるか否かにかかわらず、この項(a)によってこの条約が適用される後続譲渡
2. この条約は、債務者が締約国に所在しない場合又は債権を規律する法律が締約国法でない場合には、債務者の権利義務に影響を及ぼさない。
3. [第 5 章の規定は、前二項とは独立して、この章に定められる国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡に適用される。ただし、第 37 条に基づき締約国が宣言を行っている場合は、この限りでない。]
4. この条約の附属書の規定の適用については、第 36 条に定める。

※ 草案第1条（A/CN.9/486, Annex.1）

1. この条約は次の譲渡に適用される。
  - (a) この章で定める国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡であって、譲渡契約の締結時に譲渡人が締約国に所在するもの
  - (b) いずれかの先行譲渡がこの条約によって規律される場合の後続譲渡
2. この条約は、先行譲渡にこの条約が適用されない場合でも、同一の債権の前項(a)の規準を満たす後続譲渡に適用される。
3. この条約は、原因契約の締結時に、債務者が締約国に所在しない場合又は原因契約を規律する法律が締約国法でない場合には、債務者の権利義務に影響を及ぼさない。
4. 第5章の規定は、第1項及び第2項とは独立して、この章に定められる国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡に適用される。ただし、第39条に基づき締約国が宣言を行っている場合は、この限りでない。
5. この条約の附属書の規定の適用については、第42条に定める。

[A/55/17]

第1項

14. 第1項(a)号が最初の譲渡について要求しているように、後続譲渡についても、譲渡人が締約国に所在していることを必要とするよう、(b)号は修正されるべきだとする提案がなされた。後続譲渡における譲渡人が締約国に所在していない限り、条約草案のルールは、譲渡人の所在地において生じる第三者との紛争には適用することができず、譲渡人、譲受人、債務者が非締約国に所在しているとしても、条約草案は予期せずして適用されうることになるというのである。この提案は反対された。そのようなアプローチは、(a)号で反映されている権利の連続の原則と一致しないと考えられた。権利の連続の原則のもとでは、最初の譲渡が条約草案の適用を受けるならば、いかなる後続譲渡もまた適用を受けるのである。
15. (c)号は(b)号に反映された権利の連続の原則と一致しないのではないかと、という懸念が表明された。しかしながら、条約草案が(a)号の条件を満たす後続譲渡に適用されるということを(c)号は適切に規定している、というのが大方の理解であった。これに関連して、(c)号であつかわれる譲渡は、実際には、この文言で示されているような第三の類型の譲渡ではなくて、むしろ(a)号の要件を満たしている譲渡について、適用されうる制限を否定するものであるという見解が表明された。この結果、

(c)号は新しい第2項として以下のように書き直されるべきであると提案された。「この条約は、先行譲渡に適用されなかったとしても、本条第1項(a)号の基準を満たす、同一債権の後続譲渡には適用される」。この変更を条件に、委員会は第1項を承認し、起草部に付託した。

## 第2項

16. 条約草案の適用についての確実性を高めるために、第2項は、債権者が締約国に所在することが必要な時、あるいは、条約草案の債務者に関連する条項を適用するために債権が締約国の法律によって規律されることが必要となる時を明示するべきであると指摘された。また、原因契約締結時への言及は、債務者保護の観点から望まれるということが指摘された。というのも、債務者は原因となる債務を引き受けたその時に、条約草案が債務者の法的地位に影響を与えるかどうかを決定することができるからである。しかしながら、さらにまた指摘されたのは、そのようなアプローチでは、期せずして、譲渡人、譲受人そしてその他の第三者が、将来債権の譲渡時に、条約草案が債務者の権利と義務について適用されるかどうかを決定することができないこととなるということであった。将来債権の国際性の決定に関して、第3条において生じるこの問題にもかかわらず、委員会が決定したのは、第2項は、原因契約締結時に、債務者は締約国に所在するべきである、あるいは、債権は締約国の法律によって規律されるべきであると規定するよう修正されるべきであるということであった。委員会は第2項を承認し、この問題を起草部に付託した。

## 第3項・第4項

17. 委員会は、第5章に含まれる国際私法規定の範囲をあつかう第3項についての議論を、第5章を検討する機会を得るまで延期することを決定した。委員会はまた、附属書の適用をあつかう第4項は、第40条と附属書の議論に関連して、後続の会期で検討されるべきであると決定した。

[A/56/17]

120. 委員会は草案第1条(最終第1条)を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

### [第2条 債権の譲渡]

この条約の適用上、

(a)「譲渡」とは、一方（「譲渡人」）から他方（「譲受人」）に対し、譲渡人の第三者（「債務者」）に対する契約上の金銭支払請求権（「債権」）の全部若しくは一部又はその全体についての支配権を合意によって移転することをいう。負債又はその他の義務の担保としての権利の設定は、移転とみなす。

(b)最初の又はその他の譲受人による譲渡（「後続譲渡」）においては、譲渡する者を譲渡人といい、譲渡される者を譲受人という。

※ 草案第2条（A/CN.9/466, Annex.1）

この条約の適用上、

(a)「譲渡」とは、一方（「譲渡人」）から他方（「譲受人」）に対し、譲渡人の第三者（「債務者」）に対する契約上の金銭支払請求権（「債権」）を合意によって移転することをいう。負債又はその他の義務の担保としての権利の設定は、移転とみなす。

(b)最初の又はその他の譲受人による譲渡（「後続譲渡」）においては、譲渡する者を譲渡人といい、譲渡される者を譲受人という。

※ 草案第2条（A/CN.9/486, Annex.1） 上記最終正文と同じ

[A/55/17]

契約によらない債権

19. (a)号は、契約上の債権と言及することによって、不必要に限定的になるという懸念が表明された。契約によらない債権の譲渡、たとえば租税支払請求に基づく請求権は、重要な資金調達実務の一部をなし、条約草案に含めるべきであると指摘された。さらに、債権のより広い定義付けによって、「契約上の債権」という用語の、異なる法制度下における多様な解釈によって生じる困難を避けることが出来るかもしれないと述べられた。この懸念を払拭するために、契約によらない債権について言及するよう(a)号を修正するか、せめて締約国は、契約によらない債権についても条約が適用できる選択が与えられるべきであるという提案がなされた。この提案は反対された。条約草案は、契約上の債権を念頭に作成されたものであり、規定（たとえば、抗弁または相殺の権利に関する規定及び債務者の所在に関する規定）によっては、契約によらない債権には不適当でありうると指摘された。それゆえに、契約によらない債権の譲渡を含めようとする努力は、念入りな再検討と条約草案にお

ける若干数の規定の調整を必要とすることとなり、これは、審議の終わりの段階において非生産的であると考えられた。討議の後、委員会は、条約の適用範囲を契約上の債権に限定するという国際契約実務作業部会における決定を確認した。

**債権の一部又は undivided interests (その全体についての支配権) の譲渡**

20. 委員会は以下のように言及した。第9条によって明示的に一部譲渡は有効であると認めているが、(a)号において一部譲渡は明確に考慮されていない結果、条約すべてが一部譲渡に適用されるか否かについて不確実性を招来しかねない。特に、一部譲渡の場合における債務者の法的地位に関係した不確実性を招来しかねない(たとえば、債務者は、譲渡人又は譲受人のいずれに支払うことが義務づけられるのかといった問題)。一部譲渡は重要な資金調達実務に含まれていることを考慮して、委員会は、この問題は(a)号に明示的に示すべきであると決定し、起草部会に付託した。討議において、この問題について可能と思われる他のアプローチは、第11条を債権の一括譲渡に限定することであると提案された。委員会は、一部譲渡の場合における債務者の法的地位に関する討議を、条約草案における債務者関連の規定を検討する機会を得た後まで延期した (paras. 173, 180 and 185 参照)。

21. 委員会は、第9条が一部譲渡のみを有効にするのみならず、債権の undivided interests の譲渡も有効にすると言及した。条約全体が(債権の undivided interests の)譲渡に適用可能であることを明らかにするために、債権の undivided interests の譲渡に関する適切な言及を第2条に設けるべきであることが総体的に合意された。

**非金銭的履行請求権**

22. 委員会は、原因契約により生じる非金銭的履行請求権(たとえば、特定債務の履行請求権、契約の無効を主張する権利)の譲渡は条約に含まれるべきでないと決定した。このような非金銭的履行請求権の譲渡は実務において頻繁に行なわれるものではなく、それゆえに、条約に包含することは必要でないと合意された。また、条約草案は金銭的債権の譲渡を念頭において準備されたもので、その他の履行請求権を包含することはさまざまな規定の調整を必要とするかもしれないと指摘された。さらに、担保の移転や債権を支える権利については条約草案に適切に示されており(第12条参照)、他の権利、たとえば契約を終結させる権利は著しく私的な権利であり、債権とともに自動的に譲受人に移転するべきでないと感ぜられた。

**法律上の譲渡可能性**

23. 委員会は、法律によって譲渡できない債権の譲渡(第9条において示されてい

ないもの)について、この条約草案によって含まれることは意図されていないと言及した上で、この合意について第2条において明示的に表わすべきか検討した。これは、条約の適用領域の問題というよりは譲渡の有効性の問題であることに留意して、委員会は第9条とのつながりで検討することにした (para, 131 参照)。

#### 片務的譲渡

24. 委員会は、片務的譲渡（すなわち、譲渡はなされたが譲受人によって未だ受領されていないもの）はこの条約において言明するべきでないとした。そのような譲渡は実務において稀であり、条約草案において言明する必要はないと広く感ぜられた。

[A/56/17]

122. 委員会は草案第2条（最終第2条）を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

#### [第3条 国際性]

債権は、原因契約の締結時に譲渡人及び債務者が異なる国に所在する場合に国際的なものとする。譲渡は、譲渡契約の締結時に譲渡人及び譲受人が異なる国に所在する場合に国際的なものとする。

※ 草案第3条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

※ 草案第3条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/55/17]

26. 委員会は草案第3条（最終第3条）を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[A/56/17]

124. 委員会は草案第3条（最終第3条）を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

#### [第4条 適用除外]

1. この条約は、次の譲渡には適用しない。

(a) 個人的、家族的又は日常的な目的のため個人に対してされる譲渡

- (b) 譲渡される債権が発生した営業の売買又は所有形態若しくは法的地位の変更の一部としてされる譲渡
2. この条約は、次の債権には適用しない。
- (a) 規制された取引所における取引から生ずる債権
- (b) ネットティング合意に規律される金融契約から生ずる債権。ただし、すべての未決済の取引の終了により生ずる債権を除く。
- (c) 外国為替取引から生ずる債権
- (d) 銀行間の支払いのシステム、銀行間の支払いの合意又は証券その他の金融資産若しくは金融証書に関する清算及び決済のシステムの下での債権
- (e) 仲介者により保有される証券その他の金融資産若しくは金融証書における担保権の移転又はこれらの売買、貸借、保持若しくは買戻しの合意から生ずる債権
- (f) 銀行預金債権
- (g) 信用状又は独立信用保証の下での債権
3. この条約は、流通証券を規律する法律に基づきいかなる者の権利及び義務にも影響を及ぼさない。
4. この条約は、個人的、家族的又は日常的な目的のためにされた取引の当事者の保護を規律する特別法に基づく譲渡人及び債務者の権利及び義務に影響を及ぼさない。
5. (a) この条約は、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に記載する限度において、不動産が所在する国の法律の適用に影響を及ぼさない。
- (i) その不動産における権益 その法律に基づき債権譲渡によって権益が生じる限度
- (ii) 債権上の権利についての優先権 その法律に基づきその不動産における権益によって権利が生じる限度
- (b) この条約は、不動産が所在する国の法律によれば許容されない不動産からの利益の取得を適法なものとはしない。

※ 草案第 4 条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

1. この条約は、次の譲渡には適用しない。
- (a) 個人的、家族的又は日常的な目的のため個人に対してされる譲渡

(b) 必要な裏書がされた流通証券の交付による譲渡

(c) 譲渡される債権が発生した営業の売買又は所有形態若しくは法的地位の変更の一部としてされる譲渡

[2. この条約は、譲渡人が所在する国（債務者の権利及び義務に関する条項については、債務者が所在する国）が第39条に基づき行う宣言において掲げる譲渡には適用しない。]

※ 草案第4条（A/CN. 9/486, Annex. 1）

1. この条約は、次の譲渡には適用しない。

(a) 個人的、家族的又は日常的な目的のため個人に対してされる譲渡

(b) 裏書が必要な場合には、それがなされた流通証券の交付による譲渡

(c) 譲渡される債権が発生した営業の売買又は所有形態若しくは法的地位の変更の一部としてされる譲渡

2. この条約は、次の債権の譲渡には適用しない。

(a) 規制された取引所における取引から生ずる債権

(b) ネットティング合意に規律される金融契約から生ずる債権。ただし、すべての未決済の取引の終了により生ずる債権を除く。

(c) 銀行預金債権

(d) 銀行間の支払いのシステム若しくは合意又は投資証券の決済のシステムの下での債権

(e) 信用状又は独立信用保証の下での債権

(f) 投資証券の売買、貸借若しくは保有又は買戻しの合意から生ずる債権

3. この条約は、

(a) 不動産に関する財産権がその不動産に関連する債権上に権利を含むかに影響を及ぼさず、又はその債権の譲受人の競合する権利に関する当該債権上の権利の優先権を決定しない。

(b) 不動産が所在する国の法により許可されない不動産に関する財産権の取得を合法化するものではない。

[4. この条約は、譲渡人が所在する国（債務者の権利及び義務に関する条項については、債務者が所在する国又はその国の法律が原因契約を規律する法律である国）が第41条に基づき行う宣言において掲げる譲渡には適用しない。]

[A/55/17]

**第 1 項(a)号**

28. 以下のことが言及された。すなわち、本条約は商業目的の商業債権あるいは消費者債権の譲渡を対象とすることを企図するものであり、消費者目的の譲渡（その債権が商業的であると否に関わりなく）は含まない。そのような理解に基づき、委員会は(a)号を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

**第 1 項(b)号**

29. 以下のことが言及された。すなわち(b)号は条約の適用範囲から、単なる交付であろうとも裏書による交付であろうとも、流通証券の移転を除外することを企図している。さらに以下のようにも述べられた。ある債権が流通証券の発行の基礎として用いられ、そして、流通証券と請求権がともに移転された場合、譲渡としての債権移転は条約草案において網羅されることを予定していたのに対し、流通証券の移転は網羅されなかった。その関連で、(b)号における「必要な裏書がされた」という表現は削除されるべきであるという提案がなされた。というのも、そのような表現では単なる交付による流通証券の移転は除外されないといった誤解を生じさせるからである。委員会は(b)号を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

30. 条約の適用範囲から中間者によって所有されている券面廃止された証券（たとえば電子証券）の移転をも(b)号がさらに除外すべきかどうか、という質疑が持ち上がった。委員会は、その質疑を受け止め、条約範囲に含まれるべきかという取引の類型に関する幅広い審議がなされる際に続けて討議することとした（para. 72 参照）。加えて、券面廃止された証券は、競合する権利（第24条）の準拠法に関しては、特別な扱いを受けるべきであろうとの言及がなされた。また、この問題はハーグ国際私法会議にて取上げられたと考えられるので、そのハーグ会議との調整や協調が必要になってくるであろうことが指摘された（paras. 177, 178 and 460 参照）。

**第 1 項(c)号**

31. 委員会は、(c)号を実質的内容に関して承認し、起草部に付託した。

**第 2 項**

32. 以下のことが言及された。第 1 項に列挙されたもの以外の譲渡行為を除外することを締約国に許容している第 2 項は、条約の範囲に関する最終決定がなされるまで括弧書として扱われる。委員会は第 2 項の問題を条約草案について最終的に決定がなされるまで延期した（paras. 109 and 152 参照）。

[A/56/17]

第1項

126. 作業部会が委員会に次の事項の決定を任せることが示された。すなわち、必要な裏書のない引渡による、若しくは帳簿への記載による流通証券の移転は除外されるべきかどうか、又は草案第24条以外の優先関係の規則に従わせられるべきかどうかの決定についてである。この問題を解決するために、以下のような修文によって第1項(b)号を変更することが提案された。「この条約は、手形法から生ずるいかなる者の権利及び義務に影響を及ぼさない」(A/CN.9/491, paras. 27 and 28 参照)。

127. この提案は支持を得た。証券の種類よりは寧ろ、譲渡による証券の移転が当然強調されることが表明された。それは、実体的な契約上の債権の譲渡が条約草案以外の準拠法によって許可される場合、そのような譲渡を除外することなく、譲渡によって権利を得た当事者の権利及び義務を保護できることが第33会期に委員会によって承認されたように、第1項(b)号に定められた原則に相応する (A/CN.9/491, para. 28 and A/CN.9/489, para. 45 参照)。

128. しかしながら、いくつかの懸念が表明された。たとえば、「手形法」の文言の意味が明白でなかったということである。その点については、「流通証券を規律する法」を参照することが提案された。また、注釈において「流通証券」の文言が為替手形、約束手形及び小切手を含むことを説明することも提案された。他方では、正確な意味が十分明白でない「影響を及ぼさない」の文言が第1項(b)号の効果を変更するように思われた。反論として、以下のことが示された。この文言は条約草案のいくつかの条項（たとえば、草案第4条第3項(a)号）において用いられており、この文言は、条約草案以外の準拠法によって特定の当事者の権利（たとえば、優先権）にそれにもかかわらず影響を及ぼすことなしに、その法文が譲渡の特定の類型を扱うことを保障することをねらいとしているということである。

129. 他の懸念はまた、以下のようであった。すなわち、提案された修文は、単純な引渡によって証券上の権利を取得した者の権利及び義務を考慮に入れてないということである。その点については、以下のような修文によって第1項(b)号を変更することが提案された。「この条約は当該証券が所在する国の法律の下で証券を占有する譲受人の権利に影響を及ぼさない」。提案された法文は関心を持って迎えられたが、いくつかの懸念をもまた喚起した。まず、この法文は譲渡以外の方法で移転される証券によって第1項(b)号の適用領域を不当に拡大したということである。次に、前

に提案された法文と全く同様に (para. 126 参照)、この法文は譲渡による証券の移転を除外していないという点で、第 1 項(b)号の効果を変更したということである。最後に、「譲受人」の文言の使用は、混乱を招くおそれがあったということである。なぜならその文言は、草案第 2 条第 1 項によって定義される譲受人を意味するとはみなされていないからである。

130. 委員会は、第 1 項(b)号を上記 para. 126 で述べられているものに類似する法文に代えることをのぞむと表明した。しかしながら、この法文は、以下のことがらを扱わないであろうということが想起された。すなわち、流通証券を規律する法とは異なる法 (たとえば、質に関する法) のもとでの証券を所持する者の権利、技術的には流通証券ではないが、準拋法のもとで、引渡しによって移転可能となる証券におけるある者の権利、帳簿への記載または管理によって移転可能となる電子証券におけるある者の権利である。これに答えて、流通証券とは異なる証券についていかなる例外も存在するべきではないし、事実、譲受人と質権者である債権者や証券を占有するその他の者との優先権の衝突は、譲渡人の所在地法にゆだねられることになるだろうと述べられた。また、反対に、流通証券とその他の証券との間にはっきりとした区別を設けることは難しいので、提案された例外は、取引債権までも包含するおそれがあったのである。第 1 項(b)号に規定された例外は、流通取引に類似する手段によって移転する証券を対象とするべきかどうかについて、見解の対立を調整するために、上記 para. 126 で述べられている法文に次のような修文を加えることが提案された。「同じ規則は、流通と同じようになされた移転に適用される」。この法文は、非流通証券の質または引き渡し並びに電子文書の移転も扱うであろう。この法文は、一定の支持を受けた。しかしながら、この法文は、まったく例外を認めなかった場面においても、例外をもたらすことになることと述べられた。

131. 議論の後、委員会は、上記 para. 126 で述べられている法文に賛成であると再び述べ、para. 129 で提案された法文から着想を得て、これを修正する可能性を検討することをのぞむと表明した。代表者らは、以下のように修正された法文について検討した。

「この条約のいかなる条項も以下のことがらに影響を及ぼさない。

(a)証券が所在する国の法律のもとでの流通証券 [または同様に移転可能な証券] を占有する者の権利

(b)流通証券 [または同様に移転可能な証券] に対する当事者の義務」

132. この規定は、証券が所在する国の法律のもとで、証券の発行者または所持人の権利（たとえば、優先権）を保護する結果をもたらすであろうと述べられた。この提案は、一定の支持を受けたが、また多くの懸念も引き起こした。まず、「または同様に移転可能な」という表現は、この種の例外がまったく設けられるべきではない証券（たとえば、ファイナンス・リース証明書）に関してまで、例外を、期せずして設ける可能性があった。他方で、「占有（possession）」概念を参照することによって、証券からは発生しない権利までも包含され得た。これらの懸念に答えて、多くの提案が述べられた。それらの中には、「単純な引渡によって、または、引渡と裏書によって移転可能な証券」または「流通によって移転可能な証券」についてふれるものがあった。

133. しかしこの提案は反論の対象となった。一般的な見解によると、前述 para. 126 で言及された法文は、以下のようにわずかな修正を加えることで望ましいものになるとされた。それは「当該条約は、流通証券を規律する法の下での人の権利および義務に影響を与えるものではない」というものである。「流通証券を規律する法」という表現が、「手形法」という表現より広いものであって、流通証券の抵当に関する法律まで含むものであることが指摘された。第1項(b)号の削除および前述の法文に合致する形で草案4条に新たな項を入れることを条件として、委員会は第1項を承認し、起草部会へ付託した。

## 第2項

134. (a)号および(b)号は当然に、とりわけ外国為替取引を除外することが指摘された。しかし、これらの号はこの種の全ての取引を除外するのに不十分であるという懸念があった、何故ならばこれらの取引は規制された証券市場の外でも、一括ネットティングの合意によって規律されることなしになされ得るものであるからである。この点、条約草案の適用領域から外国為替取引を明確に除外することが提案された。この提案は、広い支持を得た。

135. (d)号に関しては、いくつかの懸念が表明された。すなわち、「投資証券」という基準はあまりに限定的であり、従っていくつかの証券の種類に関する優先の問題が正当な仲介者アプローチ（PRIMA）に規制され得ないおそれがあるのである。このアプローチは、ハーグ国際私法会議により作成された法文が支持するところとなりつつあるのである。また意図せず、証券市場を混乱させ、ハーグ会議で現在作成される条文との衝突が生じるおそれがあるとも指摘された。こうした懸念を抑え

るために、ハーグ会議の専門家は適用除外の中心は間接所持型に向けられるべきことを提案した。同様の考えにおいて、仲介者によって所持される範囲において「流通証券あるいは他の金融資産あるいは金融手段」への除外を広げることが提案された。この提案は委員会の中で十分な支持を得られた。さらに、委員会のメンバーは(d)号に「清算システム」への言及を付け加えることで、「決済システム」への言及を完全にすることをこの提案を支持した。

136. さらに、「流通証券および仲介者によって所持される金融資産あるいは金融手段」への言及が(f)号にも付け加えられることで合意された。その上で、流通証券についての担保の移転を同号から除外することでも合意がなされた。これらの修正を条件に、委員会は第2項を承認し起草部会へ付託した。

#### 第5項(草案第3項)

137. (a)号に関していくつかの懸念が表明された。とりわけ、この号が一定諸国において重大な問題を惹き起こすような点を解決していないということが述べられた。その問題というのは、すなわち、賃貸料としての支払が、動産的財産を構成するか、不動産的財産を構成するか、というものである。この懸念に答える形で、以下のような修文によって(a)号を置き換えることが提案された。それは「本条約は、ある国において不動産所有権が不動産に基づく債権上の権利を付与する場合に、そのような国に所在する不動産に基づく債権の譲渡には適用しない。」。この提案に反対するものとして、次のような主張がなされた。大部分の国においては不動産上の権利は「果実」上の権利を付与することから、この修文では不動産に関する債権全てを(条約範囲から)除外するに至る。これは、第3項が基礎を置く原理に顕著な修正をもたらすものである、と。それに対して、この提案は、第3項で目標としたものを、すなわち不動産取引の混乱を回避することを、修正することを企図するものではない、との指摘がなされた。しかしながら、この指摘された問題が一定の国においてのみ専ら提起され、これら国では除外を表明するためには宣言制度に訴えることが可能であり、この宣言制度は維持されなければならない、ということが承認された。

138. また、この現行の記述のもとでは、第3項は十分に明らかではないのではないか、むしろ解釈上の問題を惹き起こすのではないかと、という懸念が表明された。それゆえ、これを次のような修文によって置き換えることが提案された。すなわち「債権譲渡が譲受人に不動産上の権益を付与するために行われる場合に、本条約は、それを妨げず、不動産が所在する国の国内法上の利益への適用に優先するものでは

ない。」というものである。この提案に反対して、第3項の適用を開始する要素は逆であることが表明された。また次のような指摘がなされた。つまり、どのような法が、不動産の売買または賃貸から生じる債権へと拡張される不動産上の利益に関して、その譲受人と保持者の間の優先関係に関する紛争に適用されるか、ということとを判別できない、ということである。形式に関しては、英文上「real estate」という文言を「real property」または「land」という文言に置き換えることが提案された。というのもこの概念は、土地とそこにある全ての建築物を同時に網羅しなければならないからである。また(b)号では、適法性よりもむしろ法的効果について言及がなされるべきことが提案された。

139. 第3項の意味を正確にするための最終的な試みは、提案された最新の記述に関して表明された懸念を緩和すると同時に、次のような修正案を提案した。

「本条約は；

(a)次に掲げるものにつき、不動産が所在する国の法律の適用に影響を及ぼさない。

(i)その法律のもとで債権譲渡が付与する利益の範囲における不動産からの権利

(ii)その法律のもとで不動産からの利益によって付与される範囲における、債権上の権利の優先に関する決定

(b)不動産が所在する国における法律のもとで許容されない不動産からの利益取得を適法なものとはしない」。

140. この提案は、委員会内部において広く支持された。提案された文言は、一定の権利を留保しつつ不動産に関連する債権の譲渡を条約草案の適用範囲から除外することを回避する目的の第3項の原則的な方向性に適合するということが述べられた。(a)号に従い、賃料または抵当権についての優先は、不動産が所在する国の法律に服する。一方、(b)号に従えば、条約草案は、不動産上の利益取得に関する法定能力制限に優先しない。議論を経て、委員会は、現行第3項の代わりとして提案された文言を認容し、これを起草部会へと付託した。また、土地とそこにある全ての建築物をともに包含する限度で、英文上、「land」または「real property」という文言を有効とすることが合意された。このことは、注釈において、明瞭とされ得る。

#### 第4項と草案第41条

141. 草案第41条に関する以前の議論を想起して (paras. 79-83 参照)、委員会は、宣言によって特に適用除外を認める必要があるかもしれない実務に専念した。その点に関しては、いくつかの実務が言及された。とりわけ、金融市場に関係がある実

務、金融機関とは別の存在の間における決済システム、不動産に関する債権、及び電子的証券の形の債権である。草案第41条と第4条第4項に対して賛否両論が述べられたが (paras. 81 and 82 参照)、これらの規定は、特定かつ限定的な適用除外を規定すれば維持してもよいと考えられた。

142. 以下のような、草案第41条の文言に代わる修文が提案された。

「国はいつでも以下の種類の譲渡に本条約を適用しない旨宣言することができる。

- (a) 譲渡人がその国に所在していた場合に本条約が適用されない、有価証券市場又は金融市場の取引により生じる債権の場合には、そのような債権の譲渡
- (b) 弁済又は清算、及び決済システムにおける関係人の権利がその国の法律によって規律されている場合には、そのようなシステムより生じる債権の譲渡
- (c) 土地又は建物がその国に所在する場合に、本条約が適用されない建物又は土地の、利用又は占有より生じる債権の場合には、そのような債権の譲渡
- (d) 文書により認証された債権で、(i)債務者がその国に所在し、帳簿の記載によって移転された債権の場合、又は、(ii)管理する人がその国に所在する場合 [又は、(iii)文書が交付によって移転した場合に、文書が国にその所在する場合] に本条が適用されない場合には、帳簿の記載又は電子的記録による管理 [又は交付] により移転された債権の譲渡」。

143. 第3項を修正する委員会の判断に加えて (para. 140 参照)、提案された修文の(c)号は必要なくなるだろうと表明された。委員会は提案を作成した努力を称えたが、いくつかの懸念が示された。一つの懸念は、適用除外が広範な方法で規定されているため、不注意に、まさに本条約の目的である取引の債権譲渡を適用除外にするに至ることがありうるということである。そうして、この条約の影響力が減少し、現実には国によって適用範囲の異なりうるモデル法へと変形する危険にさらすことになる。また、特に(d)号について、電子的記録により認証される取引債権のファクタリングを、意図されない影響として適用除外にしてしまうと指摘された。そのうえ、(a)号での「金融市場」の参照が、この表現が資本の集まる(取引債権の証券化を含む)全ての金融市場を含む以上、同様の効果を有し得ることが指摘された。他方では、提案された文面は、列挙された全ての実務を除外することを推奨するものと誤って理解され、その結果条約草案の有効性を危うくし得ると述べられた。最後に、提案された文面は、その他の実務を除外する国の能力を不当に制限し、条約草案の適用領域におけるその他の実務も含めることを国に許可しないという意味で均

衡がとれていないと指摘された。反論として、以下のことが表明された。すなわち、議論で優位に立っていた見地からすれば、特定の適用除外が必要であり、提案が提示された場合に考慮され得る可能な限り全ての適用対象に同じ特性の規則が適用されるべきであったということである。

144. 提案された文案が生じさせた困難を鑑みて、草案第97条における改訂の手順が将来の変更に対処するのに十分であることが理解され、草案第41条を削除することが提案された。しかしながら、これが維持されるならば、宣言において「明白に述べられた」「特定の」適用除外が第1項では参照されなければならないこと、そして、取引債権の譲渡がそのような宣言の対象となり得えないよう確実にするために新第3項が含まなければならないことが表明された。この提案は支持された。宣言を全ての署名国及び締約国との予めの協議に従わせようとする別の提案は、支持を得られなかった。なぜなら、その提案は宣言をなす国のための機会を不当に制限すると考えられたからである。いくつかの国又は事務局との協議の可能性について注釈において言及する必要があることが合意された。平行して、草案第41条に関しては新たに提案された言明がいくつかの反論を喚起した。たとえば、提案された文面は以下の事実を考慮に入れないことが述べられた。すなわち、国が条約草案を取引債権に適用することを望まない場合、国は条約草案を採択しなければ十分であるという事実である。ここで問題とされる文面は、将来はおそらく除外する必要があるであろう取引債権（たとえば、電子記録上の債権）に関係のあるいくつかの実務に関して表明された懸念を考慮に入れないこともまた強調された。この点を解決するために、草案第41条に以下のような内容の新第4項を定めることが提案された。

「全ての署名国及び締約国との協議の結果として、国はいつでも、この条約が書面で証明された債権の譲受人の権利に影響を及ぼさない旨宣言することができる。その権利は、帳簿への記載、電子記録の管理又は引渡による書面の移転から譲受人のために生じ、かつその書面が所在する国の法又は帳簿への記載若しくは管理が行なわれる国の法によって、その権利は、帳簿への記載、電子記録の管理又は引渡による書面の譲受人でない者の権利に優先する。その宣言は、書面の性質、及び書面によって証明された譲渡の種類又は債権の種類、及びこの条約が譲受人の権利に影響を及ぼさない場合を説明する」。

145. 委員会は提案を評価した。しかし、大方の見解は、この提案では、先行する提案（paras. 142 and 143 参照）に対する最大の懸念を払拭することができない、す

なわち、この提案は広範にすぎるというものであった。提案された新しい法文は、その規定をよりいっそう複雑にするし、新しい懸念も引き起こすと表明された。新しい懸念のうちの一つは、提案された法文のもとでは、当事者は、宣言がなされたかどうかを決定するために、譲渡人の所在地国の法律を確認するだけでは十分ではないというものであった。当事者は、その存在さえ不明である証券が所在する国によってなされる宣言に直面するおそれがあった。さらに、宣言は、すべての加盟国を拘束するのか、それとも国が宣言をしており、紛争の対象である証券が当該国に所在していることを条件に、もっぱら紛争が発生した国だけを拘束するのか、これを決定するのは困難であろう。

146. 議論の後、委員会は上記 para. 144 の冒頭で述べられた修正を条件にして、草案第41条を実質的内容に関して承認し、草案第4条第4項と同じく、起草部に付託した。草案第4条第4項および第41条が検討されるまで、草案第47条に関する議論を延期するという決定を想起して (para. 95 参照)、委員会は草案第47条を実質的内容に関して変更せずに承認し、起草部に付託した (消費者保護問題を扱うための草案第4条における新しい項の議論については、paras. 185, 186 参照)。

(以下次号)